

## 職員の懲戒処分の公表について

令和6年1月23日付けで、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、長柄町職員の懲戒処分等に関する公表基準に準じ公表します。

- 1 被処分職員の所属課 税務住民課
- 2 被処分職員の職名 課長
- 3 被処分職員の年齢、性別 53歳、男性
- 4 非違行為の概要  
令和4年12月3日 酒気帯び運転
- 5 処分内容 停職3カ月及び主幹への降任  
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに同法第33条に該当)

### 6 再発防止策とお詫び

町民の皆様には著しく信頼を損なう事案であり、ここに深くお詫び申し上げます。

職員には、懲戒処分を行うこととし、私を含め今回の事案を厳粛に受け止め、管理監督責任を徹底し、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守するとともに信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和6年1月24日

長柄町長 月岡清孝